

<p style="text-align: center;">中国人民银行 中国银行业监督管理委员会公告 [2016]第10号</p> <p>为更好地适应国内贸易发展需要，促进国内信用证业务健康发展，规范业务操作及防范风险，保护当事人合法权益，中国人民银行、中国银行业监督管理委员会修订了《国内信用证结算办法》，现予公布实施。原《国内信用证结算办法》和《信用证会计核算手续》（银发〔1997〕265号文印发）同时废止。</p> <p style="text-align: center;">国内信用证结算办法 第一章 总则</p> <p>第一条 为适应国内贸易活动需要，促进经济发展，依据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》以及有关法律、法规，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称国内信用证（以下简称信用证），是指银行（包括政策性银行、商业银行、农村合作银行、村镇银行和农村信用社）依照申请人的申请开立的、对相符交单予以付款的承诺。</p> <p>前款规定的信用证是以人民币计价、不可撤销的跟单信用证。</p> <p>第三条 本办法适用于银行为国内企事业单位之间货物和服务贸易提供的信用证服务。服务贸易包括但不限于运输、旅游、咨询、通讯、建筑、保险、金融、计算机和信息、专有权利使用和特许、广告宣传、电影音像等服务项目。</p> <p>第四条 信用证业务的各方当事人应当遵守中华人民共和国的法律、法规以及本办法的规定，遵守诚实信用原则，认真履行义务，不得利用信用证进行欺诈等违法犯罪活动，不得损害社会公共利益。</p> <p>第五条 信用证的开立和转让，应当具</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員會公告 [2016]第10号</p> <p>国内貿易発展の必要性に更に適切に適応し、国内信用状業務の健全な発展を促進し、業務オペレーションを規範化及びリスクを防止し、当事者の合法的權益を保護するため、中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員會は《国内信用状決済弁法》を改訂したため、ここに公布の上実施する。元の《国内信用状決算弁法》及び《信用状会計計算手続》（銀発[1997]265号文により印刷・公布）は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: center;">国内信用状決済弁法 第一章 総則</p> <p>第一条 国内貿易活動の必要性に適応し、經濟發展を促進するため、《中華人民共和國中国人民銀行法》・《中華人民共和國銀行業監督管理法》・《中華人民共和國商業銀行法》及び関連法律・法規を依拠として、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう国内信用状（以下「信用状」とは、銀行（政策性銀行・商業銀行・農村合作銀行・村鎮銀行及び農村信用社を含む）が申請者の申請に基づき開設する・一致する呈示書類に対して支払を行う承諾を指す。</p> <p>前項が規定する信用状とは、人民元建て・取消不能の荷為替信用状である。</p> <p>第三条 本弁法は、銀行が国内企業・事業單位間の貨物及びサービス取引に提供する信用状サービスに適用する。サービス取引は、運送・旅行・コンサルティング・通信・建築・保険・金融・コンピュータ及び情報・独占權使用及び特許・広告宣伝・映画オーディオビジュアル等のサービス項目を含むがこれに限らない。</p> <p>第四条 信用状業務の各当事者は中華人民共和國の法律・法規及び本弁法の規定を遵守し、誠実信用原則を遵守し、義務を真摯に履行しなければならず、信用状を利用して詐欺等の法律違反の犯罪活動を行ってはならず、社会の公共利益を損害してはならない。</p> <p>第五条 信用状の開設及び譲渡は、真実</p>
---	--

<p>有真实的贸易背景。</p> <p>第六条 信用证只限于转账结算，不得支取现金。</p> <p>第七条 信用证与作为其依据的贸易合同相互独立，即使信用证含有对此类合同的任何援引，银行也与该合同无关，且不受其约束。</p> <p>银行对信用证作出的付款、确认到期付款、议付或履行信用证项下其他义务的承诺，不受申请人与开证行、申请人与受益人之间关系而产生的任何请求或抗辩的制约。</p> <p>受益人在任何情况下，不得利用银行之间或申请人与开证行之间的契约关系。</p> <p>第八条 在信用证业务中，银行处理的是单据，而不是单据所涉及的货物或服务。</p> <p style="text-align: center;">第二章 定义</p> <p>第九条 信用证业务当事人</p> <p>(一) 申请人指申请开立信用证的当事人，一般为货物购买方或服务接受方。</p> <p>(二) 受益人指接受信用证并享有信用证权益的当事人，一般为货物销售方或服务提供方。</p> <p>(三) 开证行指应申请人申请开立信用证的银行。</p> <p>(四) 通知行指应开证行的要求向受益人通知信用证的银行。</p> <p>(五) 交单行指向信用证有效地点提交信用证项下单据的银行。</p> <p>(六) 转让行指开证行指定的办理信用证转让的银行。</p> <p>(七) 保兑行指根据开证行的授权或要求对信用证加具保兑的银行。</p> <p>(八) 议付行指开证行指定的为受益人办理议付的银行，开证行应指定一家或任意银行作为议付信用证的议付行。</p>	<p>の取引背景を有していなければならない。</p> <p>第六条 信用状は振替決済に限るものと、現金を引き出してはならない。</p> <p>第七条 信用状とその依拠である取引契約は相互に独立しており、信用状がこの種の契約に対していかなる引用を含んでいるとしても、銀行は当該契約と無関係であり、且つその拘束を受けない。</p> <p>銀行が信用状に対して行う支払・期日支払の確認・買取或いは信用状項目のその他義務履行の承諾は、申請者及び信用状発行銀行・申請者及び受益者間の関係により生じるいかなる請求或いは抗弁の制約を受けない。</p> <p>受益者はいかなる状況においても、銀行間或いは申請者と信用状発行銀行間の契約関係を利用してはならない。</p> <p>第八条 信用状業務において、銀行が処理するのは書類であり、書類に関する貨物或いはサービスではない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 定義</p> <p>第九条 信用状業務の当事者</p> <p>(一) 申請者とは、信用状の開設を申請する当事者を指し、一般に貨物購入者或いはサービス受領者である。</p> <p>(二) 受益者とは、信用状を受領且つ信用状の権益を享受する当事者を指し、一般に貨物販売者或いはサービス提供者である。</p> <p>(三) 信用状発行銀行とは、申請者の申請を受けて信用状を開設する銀行を指す。</p> <p>(四) 通知銀行とは、信用状発行銀行の要求を受けて受益人に信用状を通知する銀行を指す。</p> <p>(五) 書類呈示銀行とは、信用状の有効地点に信用状項目の書類を呈示する銀行を指す。</p> <p>(六) 譲渡銀行とは、信用状発行銀行が指定する信用状譲渡を取り扱う銀行を指す。</p> <p>(七) 確認銀行とは、信用状発行銀行の授權或いは要求に基づき信用状に対して確認を加える銀行を指す。</p> <p>(八) 買取銀行とは、受益者のために買取を行う信用状発行銀行が指定する銀行を指し、信用状発行銀行は一行或いは任意の銀行を、信用状を買い取る買取銀行として</p>
---	---

<p>第十条 信用证的有关日期和期限</p> <p>(一) 开证日期指开证行开立信用证的日期。信用证未记载生效日的，开证日期即为信用证生效日期。</p> <p>(二) 有效期指受益人向有效地点交单的截止日期。</p> <p>(三) 最迟货物装运日或服务提供日指信用证规定的货物装运或服务提供的截止日期。最迟货物装运日或服务提供日不得晚于信用证有效期。信用证未作规定的，有效期视为最迟货物装运日或服务提供日。</p> <p>(四) 付款期限指开证行收到相符单据后，按信用证条款规定进行付款的期限。信用证按付款期限分为即期信用证和远期信用证。</p> <p>即期信用证，开证行应在收到相符单据次日起五个营业日内付款。</p> <p>远期信用证，开证行应在收到相符单据次日起五个营业日内确认到期付款，并在到期日付款。远期的表示方式包括：单据日后定期付款、见单后定期付款、固定日付款等可确定到期日的方式。信用证付款期限最长不超过一年。</p> <p>(五) 交单期指信用证项下所要求的单据提交到有效地的有效期限，以当次货物装运日或服务提供日开始计算。未规定该期限的，默认为货物装运日或服务提供日后十五天。任何情况下，交单不得迟于信用证有效期。</p> <p>第十一条 信用证有效地点</p> <p>信用证有效地点指信用证规定的单据提交地点，即开证行、保兑行（转让行、议付行）所在地。如信用证规定有效地点为保兑行（转让行、议付行）所在地，则开证行所在地也视为信用证有效地点。</p>	<p>指定しなければならない。</p> <p>第十条 信用状の関連日付及び期限</p> <p>(一) 信用状発行日とは、信用状発行銀行が信用状を開発した日を指す。信用状に発効日が記載されていない場合、信用状発行日を信用状発効日とする。</p> <p>(二) 有効期限とは、受益者が有効地点へ書類を呈示する締切日を指す。</p> <p>(三) 最も遅い貨物積出日或いはサービス提供日とは、信用状が規定する貨物積出或いはサービス提供の締切日付を指す。最も遅い貨物積出日或いはサービス提供日は信用状の有効期限を過ぎてはならない。信用状に規定されていない場合、有効期限は最も遅い貨物積出日或いはサービス提供日であると見なす。</p> <p>(四) 支払期限とは、信用状発行銀行が一致する書類を受領した後、信用状の条項・規定に基づき支払を行う期限を指す。信用状は支払期限に基づき、一覽払信用状及びユーザンス信用状に区分される。</p> <p>一覽払信用状の場合、信用状発行銀行は一致する書類受領の翌日から 5 営業日以内に支払わなければならない。</p> <p>ユーザンス信用状の場合、信用状発行銀行は一致する書類受領の翌日から 5 営業日以内に期日支払を確認し、また期日到来日に支払わなければならない。ユーザンスの表示方式は以下を含む：書類日後定期払い・一覽後定期払い・固定日払い等の期日到来日を確定できる方式。信用状の支払期限は最長でも一年を超えないものとする。</p> <p>(五) 書類呈示期限とは、信用状が要求する有効地で書類呈示する有効期限を指し、当該回の貨物積出日或いはサービス提供日から起算する。当該期限を規定していない場合、貨物積出日或いはサービス提供後 15 日であると黙認される。いかなる状況下においても、書類呈示は信用状の有効期限より遅くならない。</p> <p>第十一条 信用状の有効地点</p> <p>信用状の有効地点とは、信用状が規定する書類呈示地点を指し、即ち信用状発行銀行・確認銀行（譲渡銀行・買取銀行）の所在地である。信用状が有効地点を確認銀行（譲渡銀行・買取銀行）の所在地として規定する場合、信用状発行銀行の所在地も信用状の有効地点として見做される。</p>
--	---

<p>第十二条 转运、分批装运或分次提供服务、分期装运或分期提供服务</p> <p>(一) 转运指信用证项下货物在规定的装运地(港到卸货地、港)的运输途中,将货物从一运输工具卸下再装上另一运输工具。</p> <p>(二) 分批装运或分次提供服务指信用证规定的货物或服务在信用证规定的数量、内容或金额内部分或分次交货或部分或分次提供。</p> <p>(三) 分期装运或分期提供服务指信用证规定的货物或服务在信用证规定的分期时间表内装运或提供。任何一期未按信用证规定期限装运或提供的,信用证对该期及以后各期均告失效。</p> <p style="text-align: center;">第三章 信用证业务办理</p> <p style="text-align: center;">第一节 开证</p> <p>第十三条 开证</p> <p>银行与申请人在开证前应签订明确双方权利义务的协议。开证行可要求申请人交存一定数额的保证金,并可根据申请人资信情况要求其提供抵押、质押、保证等合法有效的担保。</p> <p>开证申请人申请开立信用证,须提交其与受益人签订的贸易合同。</p> <p>开证行应根据贸易合同及开证申请书等文件,合理、审慎设置信用证付款期限、有效期、交单期、有效地点。</p> <p>第十四条 信用证的基本条款</p> <p>信用证应使用中文开立,记载条款包括:</p> <p>(一) 表明“国内信用证”的字样。</p> <p>(二) 开证申请人名称及地址。</p> <p>(三) 开证行名称及地址。</p> <p>(四) 受益人名称及地址。</p> <p>(五) 通知行名称。</p> <p>(六) 开证日期。开证日期格式应按年、</p>	<p>第十二条 積替運送・分割積出或いは分割サービス提供・期毎の積出或いは期毎のサービス提供</p> <p>(一) 積替運送とは、信用状における貨物について規定の積出地(港から荷卸地・港)の運送途中に、貨物のある運送手段から下して別の運送手段に再度積むことを指す。</p> <p>(二) 分割積出或いは分割サービス提供とは、信用状が規定する貨物或いはサービスを信用状が規定する数量・内容或いは金額の内、一部或いは回数を分けて引渡し或いは一部或いは回数を分けて提供することを指す。</p> <p>(三) 期間毎の積出或いは期間毎のサービス提供とは、信用状が規定する貨物或いはサービスについて、信用状が規定する期間毎のスケジュール内で積出或いは提供することを指す。いかなる一期間においても信用状の規定期限に従い積出或いは提供がなされなかった場合、信用状は当該期間及び以降の各期間に対して全て失効する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 信用状業務の取扱</p> <p style="text-align: center;">第一节 信用状発行</p> <p>第十三条 信用状発行</p> <p>銀行は、申請者と信用状発行前に双方の権利義務を明確にした協議を締結しなければならない。信用状発行銀行は、申請者に一定額の保証金を預け入れるよう要求することができ、また申請者の信用状況に基づき当該申請者に抵当設定・質権設定・保証等の合法且つ有効な担保を提供するよう要求することができる。</p> <p>信用状発行申請者が信用状の開設を申請する場合、その受益者と締結した取引契約を提出しなければならない。</p> <p>信用状発行銀行は取引契約及び信用状発行申請書等の文書に基づき、信用状の支払期限・有効期限・書類呈示期限・有効地点を合理的・慎重に設定しなければならない。</p> <p>第十四条 信用状の基本条項</p> <p>信用状は中国語を使用して開設しなければならない、記載条項には以下を含む:</p> <p>(一) 「国内信用状」の文言を表明する。</p> <p>(二) 信用状発行申請者の名称及び住所。</p> <p>(三) 信用状発行銀行の名称及び住所。</p> <p>(四) 受益者の名称及び住所。</p> <p>(五) 通知銀行の名称。</p> <p>(六) 信用状発行日。信用状発行日の書</p>
---	---

<p>月、日依次书写。</p> <p>(七) 信用证编号。 (八) 不可撤销信用证。 (九) 信用证有效期及有效地点。 (十) 是否可转让。可转让信用证须记载“可转让”字样并指定一家转让行。</p> <p>(十一) 是否可保兑。保兑信用证须记载“可保兑”字样并指定一家保兑行。</p> <p>(十二) 是否可议付。议付信用证须记载“议付”字样并指定一家或任意银行作为议付行。</p> <p>(十三) 信用证金额。金额须以大、小写同时记载。</p> <p>(十四) 付款期限。 (十五) 货物或服务描述。 (十六) 溢短装条款(如有)。 (十七) 货物贸易项下的运输交货或服务贸易项下的服务提供条款。</p> <p>货物贸易项下运输交货条款： 1. 运输或交货方式。 2. 货物装运地(港)，目的地、交货地(港)。 3. 货物是否分批装运、分期装运和转运，未作规定的，视为允许货物分批装运和转运。</p> <p>4. 最迟货物装运日。 服务贸易项下服务提供条款： 1. 服务提供方式。 2. 服务提供地点。 3. 服务是否分次提供、分期提供，未作规定的，视为允许服务分次提供。</p> <p>4. 最迟服务提供日。 5. 服务贸易项下双方认为应记载的其他事项。</p> <p>(十八) 单据条款，须注明据以付款或议付的单据，至少包括发票，表明货物运输或交付、服务提供的单据，如运输单据或货物收据、服务接受方的证明或服务提供方或第三方的服务履约证明。</p> <p>(十九) 交单期。 (二十) 信用证项下相关费用承担方。</p>	<p>式は、年・月・日の順序で記入しなければならない。</p> <p>(七) 信用状の番号。 (八) 取消不能信用状。 (九) 信用状の有効期限及び有効地点。 (十) 譲渡の可否。譲渡可能信用状は「譲渡可能」の文言を記載且つ譲渡銀行を1行指定しなければならない。</p> <p>(十一) 確認の可否。確認信用状は「確認可能」の文言を記載且つ確認銀行を1行指定しなければならない。</p> <p>(十二) 買取の可否。買取信用状は「買取」の文言を記載且つ1行或いは任意の銀行を買取銀行に指定しなければならない。</p> <p>(十三) 信用状の金額。金額は「大写」・「小写」で同時に記載しなければならない。</p> <p>(十四) 支払期限。 (十五) 貨物或いはサービスの説明。 (十六) 積載過不足条項(ある場合)。 (十七) 貨物取引における運送・引渡し或いはサービス取引におけるサービス提供条項。</p> <p>貨物取引における運送・引渡し条項： 1. 運送或いは引渡し方式。 2. 貨物の積出地(港)・目的地・引渡し地(港)。 3. 貨物の分割積出・期間毎の積出及び積替運送の有無について、規定されていない場合は、貨物の分割積出及び積替運送を許可したものと見做す。</p> <p>4. 最も遅い貨物積出日。 サービス取引におけるサービス提供条項： 1. サービス提供方式。 2. サービス提供地点。 3. サービスの分割提供・期間毎の提供の有無について、規定されていない場合は、サービスの分割提供を許可したものと見做す。</p> <p>4. 最も遅いサービス提供日。 5. サービス取引において双方が記載すべきと判断するその他事項。</p> <p>(十八) 書類条項は、支払或いは買取の根拠となる書類を必ず明記し、少なくとも発票、貨物運送或いは引渡し・サービス提供を表明する書類、例えば運送書類或いは貨物証書・サービス受領者の証明或いはサービス提供者または第三者のサービス履行証明を含むものとする。</p> <p>(十九) 書類呈示期限。 (二十) 信用状における関連費用の負担</p>
--	--

<p>未约定费用承担方时，由业务委托人或申请人承担相应费用。</p> <p>（二十一）表明“本信用证依据《国内信用证结算办法》开立”的开证行保证文句。</p> <p>（二十二）其他条款。</p> <p>第十五条 信用证开立方式 开立信用证可以采用信开和电开方式。信开信用证，由开证行加盖业务用章（信用证专用章或业务专用章，下同），寄送通知行，同时应视情况需要以双方认可的方式证实信用证的真实有效性；电开信用证，由开证行以数据电文发送通知行。</p> <p>第十六条 开证行的义务 开证行自开立信用证之时起，即受信用证内容的约束。</p> <p>第二节 保兑</p> <p>第十七条 保兑是指保兑行根据开证行的授权或要求，在开证行承诺之外做出的对相符交单付款、确认到期付款或议付的确定承诺。</p> <p>第十八条 保兑行自对信用证加具保兑之时起即不可撤销地承担对相符交单付款、确认到期付款或议付的责任。</p> <p>第十九条 指定银行拒绝按照开证行授权或要求对信用证加具保兑时，应及时通知开证行，并可仅通知信用证而不加具保兑。</p> <p>第二十条 开证行对保兑行的偿付义务不受开证行与受益人关系的约束。</p> <p>第三节 修改</p> <p>第二十一条 信用证的修改 （一）开证申请人需对已开立的信用证内容修改的，应向开证行提出修改申请，明</p>	<p>者。費用負担者を約定していない場合、業務委託者或いは申請者が相応する費用を負担する。</p> <p>（二十一）「本信用状は《国内信用状決済弁法》を依拠として開設」と表明した信用状発行銀行による保証文言。</p> <p>（二十二）その他条項。</p> <p>第十五条 信用状の開設方式 信用状の開設は、書信開設及び電信（フル・ケーブル）開設方式を採用することができる。書信信用状は、信用状発行銀行が業務使用印（信用状専用印或いは業務専用印、以下同様）を押捺し、通知銀行に送付し、同時に状況・必要性を見て双方が認可する方式により信用状の真実有効性を証明しなければならない；電信信用状は、信用状発行銀行がデータ電文により通知銀行に発送する。</p> <p>第十六条 信用状発行銀行の義務 信用状発行銀行は信用状発行時より、直ちに信用状内容の拘束を受ける。</p> <p>第二節 確認</p> <p>第十七条 確認とは、確認銀行が信用状発行銀行の授權或いは要求に基づき、信用状発行銀行が承諾する以外に一致する呈示書類に対して支払・期日支払確認或いは買取の確定・承諾を行うことを指す。</p> <p>第十八条 確認銀行は信用状に対して確認を加えた時より直ちに取消不能で一致する呈示書類に対して支払・期日支払確認或いは買取の責任を負う。</p> <p>第十九条 指定銀行が信用状発行銀行の授權或いは要求に従い信用状に対して確認を加えることを拒絶する場合、遅滞なく信用状発行銀行に通知しなければならず、また通知さえすれば信用状に確認を加えなくてよい。</p> <p>第二十条 信用状発行銀行の確認銀行に対する返済義務は、信用状発行銀行と受益者関係の拘束を受けない。</p> <p>第三節 変更</p> <p>第二十一条 信用状の変更 （一）信用状発行申請者が既に開設した信用状の内容に対して変更の必要がある場</p>
---	--

<p>确修改的内容。</p> <p>(二) 増額修改的, 开证行可要求申请人追加増額担保; 付款期限修改的, 不得超过本办法规定的信用证付款期限的最长期限。</p> <p>(三) 开证行发出的信用证修改书中应注明本次修改的次數。</p> <p>(四) 信用证受益人同意或拒绝接受修改的, 应提供接受或拒绝修改的通知。如果受益人未能给予通知, 当交单与信用证以及尚未接受的修改的要求一致时, 即视为受益人已做出接受修改的通知, 并且该信用证修改自此对受益人形成约束。</p> <p>对同一修改的内容不允许部分接受, 部分接受将被视作拒绝接受修改。</p> <p>(五) 开证行自开出信用证修改书之日起, 即不可撤销地受修改内容的约束。</p> <p>第二十二條 保兌行有权选择是否将其保兌扩展至修改。保兌行将其保兌扩展至修改的, 自作出此类扩展通知时, 即不可撤销地受其约束; 保兌行不对修改加具保兌的, 应及时告知开证行并在给受益人的通知中告知受益人。</p> <p style="text-align: center;">第四節 通知</p> <p>第二十三條 信用证及其修改的通知</p> <p>(一) 通知行的确定。</p> <p>通知行可由开证申请人指定, 如开证申请人没有指定, 开证行有权指定通知行。通知行可自行决定是否通知。通知行同意通知的, 应于收到信用证次日起三个营业日内通知受益人; 拒绝通知的, 应于收到信用证次日起三个营业日内告知开证行。</p> <p>开证行发出的信用证修改书, 应通过原信用证通知行办理通知。</p>	<p>合、信用状発行銀行に変更申請を提出し、変更の内容を明確にしなければならない。</p> <p>(二) 増額変更の場合、信用状発行銀行は申請者に増額に係る担保を追加するよう要求することができる; 支払期限変更の場合、本弁法が規定する信用状支払期限の最長期限を超過してはならない。</p> <p>(三) 信用状発行銀行が出す信用状変更書には当該回変更の回数を明記しなければならない。</p> <p>(四) 信用状の受益者が変更の受入を同意或いは拒絶する場合、変更の受入或いは拒絶の通知を提供しなければならない。受益者が通知を行うことができなければ、呈示書類が信用状及び未受領の変更要求と一致する場合、受益者が既に変更受入の通知を出していると思われ、更に当該信用状の変更はその時点から受益者に対して拘束を形成する。</p> <p>同一変更の内容に対する一部受入は許可せず、一部受入は変更の受入拒絶と見做される。</p> <p>(五) 信用状発行銀行は信用状変更書を発行した時より、直ちに取消不能で変更内容の拘束を受ける。</p> <p>第二十二條 確認銀行は、その確認を変更まで拡張するか否かを選択する権利を有する。確認銀行がその確認を変更まで拡張する場合、この種の拡張通知を行った時より、直ちに取消不能でその拘束を受ける; 確認銀行が変更に対して確認を加えない場合、遅滞なく信用状発行銀行に通知且つ受益者への通知内で受益者に告知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第四節 通知</p> <p>第二十三條 信用状及びその変更の通知</p> <p>(一) 通知銀行の確定。</p> <p>通知銀行は信用状発行申請者が指定することができる、信用状発行申請者が指定しなかった場合、信用状発行銀行が通知銀行を指定する権利を有する。通知銀行は通知するか否かを自身で決定することができる。通知銀行が通知に同意する場合、信用状受領の翌日から 3 営業日以内に受益者に通知しなければならない; 通知を拒絶する場合、信用状受領の翌日から 3 営業日以内に信用状発行銀行に告知しなければならない。</p> <p>信用状発行銀行が信用状変更書を発送する場合、原信用状の通知銀行を通じて通知</p>
---	---

<p>(二) 通知行の責任。</p> <p>1. 通知行收到信用证或信用证修改书，应认真审查内容表面是否完整、清楚，核验开证行签字、印章、所用密押是否正确等表面真实性，或另以电讯方式证实。核验无误的，应填制信用证通知书或信用证修改通知书，连同信用证或信用证修改书正本交付受益人。</p> <p>通知行通知信用证或信用证修改的行为，表明其已确信信用证或修改的表面真实性，而且其通知准确反映了其收到的信用证或修改的内容。</p> <p>2. 通知行确定信用证或信用证修改书签字、印章、密押不符的，应即时告知开证行；表面内容不清楚、不完整的，应即时向开证行查询补正。</p> <p>3. 通知行在收到开证行回复前，可先将收到的信用证或信用证修改书通知受益人，并在信用证通知书或信用证修改通知书上注明该通知仅供参考，通知行不负任何责任。</p> <p>第二十四条 开证行应于收到通知行查询次日起两个营业日内，对通知行做出答复或提供其所要求的必要内容。</p> <p>第二十五条 通知行应于收到受益人同意或拒绝修改通知书次日起三个营业日内告知开证行，在受益人告知通知行其接受修改或以交单方式表明接受修改之前，原信用证（或含有先前被接受的修改的信用证）条款对受益人仍然有效。</p> <p>开证行收到通知行发来的受益人拒绝修改的通知，信用证视为未做修改，开证行应于收到通知次日起两个营业日内告知开证申请人。</p>	<p>を行わなければならない。</p> <p>(二) 通知銀行の責任。</p> <p>1. 通知銀行は信用状或いは信用状変更書を受領した場合、内容が表面上完全・明確か否かを真摯に審査し、信用状発行銀行の署名・印章・使用されたテストキーが正確か否か等の表面上の真实性を確認、或いは別途電信方式により事実を証明しなければならない。誤りがないことを確認した場合、信用状通知書或いは信用状変更通知書を作成し、信用状或いは信用状変更書正本と共に受益者に交付しなければならない。</p> <p>通知銀行が信用状或いは信用状変更を通知する行為は、既に信用状或いは変更の表面上の真实性を確信しており、更にその通知は受領した信用状或いは変更の内容を正確に反映していることを表明するものである。</p> <p>2. 通知銀行が信用状或いは信用状変更書の署名・印章・テストキーが不一致であると確定した場合、遅滞なく信用状発行銀行に告知しなければならない；表面上の内容が不明確・不完全な場合、遅滞なく信用状発行銀行に補正を問い合わせなければならない。</p> <p>3. 通知銀行は信用状発行銀行の返答を受け取る前に、受領した信用状或いは信用状変更書を受領した受益者へ先に通知し、また信用状通知書或いは信用状変更通知書に当該通知は参考のみであり、通知銀行はいかなる責任も負わない旨を明記することができる。</p> <p>第二十四条 信用状発行銀行は通知銀行の照会を受けた翌日から2営業日以内に、通知銀行に対して回答する或いはその要求された必要内容を提供しなければならない。</p> <p>第二十五条 通知銀行は受益者の変更同意或いは拒絶の通知書受領の翌日から3営業日以内に信用状発行銀行に告知しなければならない。受益者が通知銀行にその変更受入を告知或いは書類呈示方式により変更受入を表明するまでは、原信用状（或いは以前受け入れられた変更を含む信用状）の条項は受益者に対して引き続き有効である。</p> <p>信用状発行銀行が通知銀行によって発送された受益者の変更拒絶の通知を受け取った場合、信用状は変更されていないと見做し、信用状発行銀行は通知受領の翌日から2営業日以内に信用状発行申請者に告知しなければならない。</p>
---	---

第五節 转让

第二十六条 转让是指由转让行应第一受益人的要求，将可转让信用证的部分或者全部转为可由第二受益人兑用。

可转让信用证指特别标注“可转让”字样的信用证。

第二十七条 对于可转让信用证，开证行必须指定转让行，转让行可为开证行。转让行无办理信用证转让的义务，除非其明确同意。转让行仅办理转让，并不承担信用证项下的付款责任，但转让行是保兑行或开证行的除外。

第二十八条 可转让信用证只能转让一次，即只能由第一受益人转让给第二受益人，已转让信用证不得应第二受益人的要求转让给任何其后的受益人，但第一受益人不视为其后的受益人。

已转让信用证指已由转让行转为可由第二受益人兑用的信用证。

第二十九条 第二受益人拥有收取转让后信用证款项的权利并承担相应的义务。

第三十条 已转让信用证必须转载原证条款，包括保兑（如有），但下列项目除外：

可用第一受益人名称替代开证申请人名称；如果原信用证特别要求开证申请人名称应在除发票以外的任何单据中出现时，转让行转让信用证时须反映该项要求。

信用证金额、单价可以减少，有效期、交单期可以缩短，最迟货物装运日或服务提供日可以提前。

投保比例可以增加。

有效地点可以修改为转让行所在地。

第五節 譲渡

第二十六条 譲渡とは、譲渡銀行が第一受益者の要求を受け、譲渡可能信用状の一部或いは全てを譲渡して第二受益者によって使用が可能となることを指す。

譲渡可能信用状とは、「譲渡可能」との文言を特に表記した信用状を指す。

第二十七条 譲渡可能信用状について、信用状発行銀行は必ず譲渡銀行を指定しなければならず、譲渡銀行を信用状発行銀行とすることもできる。譲渡銀行は譲渡取扱に明確に同意しない限り、信用状譲渡を取り扱う義務はない。譲渡銀行は譲渡を取り扱うのみで、信用状における支払責任は負わないが、譲渡銀行が確認銀行或いは信用状発行銀行である場合を除く。

第二十八条 譲渡可能信用状は1回のみ譲渡することができ、即ち第一受益者から第二受益者へのみ譲渡することができ、譲渡済信用状は第二受益者の要求を受けてその後のいかなる受益者にも譲渡してはならないが、第一受益者はその後の受益者として見做さない。

譲渡済信用状とは、既に譲渡銀行が第二受益者による使用を可能にするために譲渡した信用状を指す。

第二十九条 第二受益者は譲渡後の信用状の金員を受領する権利を有し、また相応の義務を負う。

第三十条 譲渡済信用状は必ず原信用状の条項を転載しなければならず、確認（ある場合）を含むが、下記の項目は除く：

第一受益者の名称をもって信用状発行申請者の名称に代えることができる；原信用状において信用状発行申請者の名称が発票以外の書類に記載されていなければならないと特に要求している場合、譲渡銀行は信用状譲渡の際に当該要求を反映しなければならない。

信用状の金額・単価は減少、有効期限・書類呈示期限は短縮、最も遅い貨物積出日或いはサービス提供日は繰り上げることができる。

付保比率は増加させることができる。

有効地点を譲渡銀行の所在地に変更することができる。

<p>第三十一条 转让交单</p> <p>(一) 第一受益人有权以自己的发票替换第二受益人的发票后向开证行或保兑行索偿, 以支取发票间的差额, 但第一受益人以自己的发票索偿的金额不得超过原信用证金额。</p> <p>(二) 转让行应于收到第二受益人单据次日起两个营业日内通知第一受益人换单, 第一受益人须在收到转让行换单通知次日起五个营业日内且在原信用证交单期和有效期内换单。</p> <p>(三) 若第一受益人提交的发票导致了第二受益人的交单中本不存在的不符点, 转让行应在发现不符点的下一个营业日内通知第一受益人在五个营业日内且在原信用证交单期和有效期内修正。</p> <p>(四) 如第一受益人未能在规定的期限内换单, 或未对其提交的发票导致的第二受益人交单中本不存在的不符点予以及时修正的, 转让行有权将第二受益人的单据随附已转让信用证副本、信用证修改书副本及修改确认书(如有)直接寄往开证行或保兑行, 并不再对第一受益人承担责任。</p> <p>开证行或保兑行将依据已转让信用证副本、信用证修改书副本及修改确认书(如有)来审核第二受益人的交单是否与已转让信用证相符。</p> <p>(五) 第二受益人或者代表第二受益人的交单行的交单必须交给转让行, 信用证另有规定的除外。</p> <p>第三十二条 部分转让</p> <p>若原信用证允许分批装运或分次提供服务, 则第一受益人可将信用证部分或全部转让给一个或数个第二受益人, 并由第二受益人分批装运或分次提供服务。</p> <p>第三十三条 第一受益人的任何转让要</p>	<p>第三十一条 譲渡書類呈示</p> <p>(一) 第一受益者は自己の発票を第二受益者の発票と交換した後、信用状発行銀行或いは確認銀行に求償し、発票間の差額を受け取る権利を有するが、第一受益者が自己の発票をもって求償する金額は原信用状の金額を超過してはならない。</p> <p>(二) 譲渡銀行は、第二受益者の書類受領の翌日から 2 営業日以内に第一受益者に書類交換を通知しなければならない、第一受益者は、譲渡銀行の書類交換通知の受領の翌日から 5 営業日以内かつ原信用状の書類呈示期限及び有効期限内に書類を交換しなければならない。</p> <p>(三) 第一受益者が呈示した発票が第二受益者の呈示書類中に存在しないという不一致点が生じた場合、譲渡銀行は不一致点が発覚した翌営業日以内に第一受益者に対して、5 営業日以内かつ原信用状の書類呈示期限及び有効期限内に修正を行うよう通知しなければならない。</p> <p>(四) 第一受益者が規定の期限内に書類を交換できない、或いはその呈示した発票が第二受益者の呈示書類中に存在しないという不一致点が生じたが直ちに修正していない場合、譲渡銀行は、第二受益者の書類を譲渡済信用状副本・信用状変更書副本及び変更確認書(ある場合)に添付して信用状発行銀行或いは確認銀行に直接送付する権利を有し、また以降は第一受益者に対して責任を負わないものとする。</p> <p>信用状発行銀行或いは確認銀行は、譲渡済信用状副本・信用状変更書副本及び変更確認書(ある場合)を依拠として第二受益者の呈示書類が譲渡済信用状と一致するか否かを審査する。</p> <p>(五) 第二受益者或いは第二受益者代表の書類呈示銀行による書類呈示は、必ず譲渡銀行に呈示しなければならないが、信用状に別段の規定がある場合を除く。</p> <p>第三十二条 一部譲渡</p> <p>原信用状が分割積出或いは分割サービス提供を許可している場合、第一受益者は信用状の一部或いは全てを一名或いは複数の第二受益者へ譲渡し、また第二受益者は分割積出或いは分割サービス提供を行うことができる。</p> <p>第三十三条 第一受益者のいかなる譲渡</p>
--	---

求須说明是否允许以及在何条件下允许将修改通知第二受益人。已转让信用证须明确说明该项条款。

如信用证转让的第二受益人为多名，其中一名或多名第二受益人对信用证修改的拒绝不影响其他第二受益人接受修改。对接受者而言，该已转让信用证即被相应修改，而对拒绝修改的第二受益人而言，该信用证未被修改。

第三十四条 开证行或保兑行对第二受益人提交的单据不得以索款金额与单价的减少，投保比例的增加，以及受益人名称与原信用证规定的受益人名称不同而作为不符交单予以拒付。

转让行应在收到开证行付款、确认到期付款函（电）次日起两个营业日内对第二受益人付款、发出开证行已确认到期付款的通知。

转让行可按约定向第一受益人收取转让费用，并在转让信用证时注明须由第二受益人承担的费用。

第六节 议付

第三十五条 议付指可议付信用证项下单证相符或在开证行或保兑行已确认到期付款的情况下，议付行在收到开证行或保兑行付款前购买单据、取得信用证项下索款权利，向受益人预付或同意预付资金的行为。

议付行审核并转递单据而没有预付或没有同意预付资金不构成议付。

第三十六条 信用证未明示可议付，任何银行不得办理议付；信用证明示可议付，如开证行仅指定一家议付行，未被指定为议付行的银行不得办理议付，被指定的议付行可自行决定是否办理议付。

要求についても、第二受益者へ変更を通知することを許可するか否か、及びどのような条件下で許可するかを説明しなければならない。譲渡済信用状は当該条項を明確に説明しなければならない。

信用状を譲渡する第二受益者が複数名である場合、その内の一名或いは複数の第二受益者の信用状変更に対する拒絶は、その他の第二受益者の変更受入に影響しない。つまり、受入者にとっては、当該譲渡済信用状は相応の変更がなされ、また変更を拒絶した第二受益者にとっては、当該信用状は変更されない。

第三十四条 信用状発行銀行或いは確認銀行は、第二受益者が呈示した書類について求償金額と単価の減少、付保比率の増加、及び受益者名称と原信用状が規定する受益者名称の不一致を呈示書類の不一致として支払を拒否してはならない。

譲渡銀行は、信用状発行銀行の支払・期日支払確認レター（電信）受領の翌日から2営業日内に第二受益者に対して支払い、信用状発行銀行の期日支払確認済の通知を発送しなければならない。

譲渡銀行は約定に基づき第一受益者から譲渡費用を受領し、また信用状譲渡の際に第二受益者が負担しなければならない費用を明記することができる。

第六節 買取

第三十五条 買取とは、買取可能信用状における書類が一致、或いは信用状発行銀行または確認銀行が既に期日支払を確認している状況下で、買取銀行が信用状発行銀行或いは確認銀行の支払前に書類を購入・信用状における求償権利を取得し、受益者に資金を前払い或いは前払いに同意する行為を指す。

買取銀行が書類を審査且つ転送したが、資金を前払いしなかった或いは前払いに同意しなかった場合、買取は構成されない。

第三十六条 信用状に買取可能である旨が明示されていない場合、銀行は買取を取り扱ってはならない；信用状に買取可能である旨が明記されており、信用状発行銀行が買取銀行を一行のみ指定している場合、買取銀行に指定されていない銀行は買取を行ってはならず、指定された買取銀行は買取を取り扱うか否かを自身で決定すること

<p>保兑行对其为议付行的议付信用证加具保兑，在受益人请求议付时，须承担对受益人相符交单的议付责任。</p> <p>指定议付行非保兑行且未议付时，保兑行仅承担对受益人相符交单的付款责任。</p> <p>第三十七条 受益人可对议付信用证在信用证交单期和有效期内向议付行提示单据、信用证正本、信用证通知书、信用证修改书正本及信用证修改通知书（如有），并填制交单委托书和议付申请书，请求议付。</p> <p>议付行在受理议付申请的次日起五个营业日内审核信用证规定的单据并决定议付的，应在信用证正本背面记明议付日期、业务编号、议付金额、到期日并加盖业务用章。</p> <p>议付行拒绝议付的，应及时告知受益人。</p> <p>第三十八条 索偿 议付行将注明付款提示的交单面函（寄单通知书）及单据寄开证行或保兑行索偿资金。除信用证另有约定外，索偿金额不得超过单据金额。</p> <p>开证行、保兑行负有对议付行符合本办法的议付行为的偿付责任，该偿付责任独立于开证行、保兑行对受益人的付款责任并不受其约束。</p> <p>第三十九条 追索权的行使 议付行议付时，必须与受益人书面约定是否有追索权。若约定有追索权，到期不获付款议付行可向受益人追索。若约定无追索权，到期不获付款议付行不得向受益人追索，议付行与受益人约定的例外情况或受益人存在信用证欺诈的情形除外。</p>	<p>ができる。</p> <p>確認銀行は自身が買取銀行である買取信用状に対して確認を加え、受益者が買取を請求する際、受益者の一致する呈示書類に対して買取責任を負わなければならない。</p> <p>指定された買取銀行が確認銀行ではなく且つ買取をしていない場合、確認銀行は受益者の一致する呈示書類に対してのみ支払責任を負う。</p> <p>第三十七条 受益者は、買取信用状に対して信用状の書類呈示期限及び有効期限内に買取銀行に書類・信用状正本・信用状通知書・信用状変更書正本及び信用状変更通知書（ある場合）を提示し、また書類呈示委託書及び買取申請書を作成し、買取を請求することができる。</p> <p>買取銀行は、買取申請を受理した翌日から5営業日内に信用状が規定する書類を審査し、また買取を決定した場合、信用状正本の裏面に買取日・業務番号・買取金額・期日到来日を記入且つ業務用印を押捺しなければならない。</p> <p>買取銀行が買取を拒絶する場合、遅滞なく受益者に告知しなければならない。</p> <p>第三十八条 求償 買取銀行は、支払提示を明記した書類呈示レター（書類送付通知書）及び書類を信用状発行銀行或いは確認銀行に発送して資金を求償する。信用状に別段の約定がある場合を除き、求償金額は書類の金額を超過してはならない。</p> <p>信用状発行銀行と確認銀行は、買取銀行による本弁法に合致する買取行為に対して求償責任を負い、当該求償責任は信用状発行銀行・確認銀行の受益者に対する支払責任から独立しており、またその拘束を受けない。</p> <p>第三十九条 遡及権の行使 買取銀行が買取を行う場合、必ず遡及権の有無を受益者と書面で約定しなければならない。約定に遡及権がある場合、期日が到来して支払を受けていない買取銀行は受益者に遡及することができる。約定に遡及権がない場合、期日が到来して支払を受けていない買取銀行は受益者に遡及してはならないが、買取銀行と受益者が約定した例外的な状況或いは受益者に信用状詐欺が存在する場合を除く。</p>
--	---

保兑行议付时，对受益人不具有追索权，受益人存在信用证欺诈的情形除外。

第七节 寄单索款

第四十条 受益人委托交单行交单，应在信用证交单期和有效期内填制信用证交单委托书，并提交单据和信用证正本及信用证通知书、信用证修改书正本及信用证修改通知书（如有）。交单行应在收单次日起五个营业日内对其审核相符的单据寄单。

第四十一条 交单行应合理谨慎地审查单据是否相符，但非保兑行的交单行对单据相符性不承担责任，交单行与受益人另有约定的除外。

第四十二条 交单行在交单时，应附寄一份交单面函（寄单通知书），注明单据金额、索偿金额、单据份数、寄单编号、索款路径、收款账号、受益人名称、申请人名称、信用证编号等信息，并注明此次交单是在正本信用证项下进行并已在信用证正本背面批注交单情况。

受益人直接交单时，应提交信用证正本及信用证通知书、信用证修改书正本及信用证修改通知书（如有）、开证行（保兑行、转让行、议付行）认可的身份证明文件。

第四十三条 交单行在确认受益人交单无误后，应在发票的“发票联”联次批注“已办理交单”字样或加盖“已办理交单”戳记，注明交单日期及交单行名称。

交单行寄单后，须在信用证正本背面批注交单日期、交单金额和信用证余额等交单情况。

第八节 付款

確認銀行が買取を行う場合、受益者に対して償還請求権を有さないが、受益者に信用状詐欺が存在する場合を除く。

第七節 取立書類送付

第四十条 受益者が書類呈示銀行に書類呈示を委託する場合、信用状の書類呈示期限及び有効期限内に信用状書類呈示委託書を作成し、また書類並びに信用状正本及び信用状通知書・信用状変更書正本及び信用状変更通知書（ある場合）を提出しなければならない。書類呈示銀行は、書類受領の翌日から5営業日以内にその一致を審査した書類について発送しなければならない。

第四十一条 書類呈示銀行は書類が一致しているか否かを合理的且つ慎重に審査しなければならないが、非確認銀行である書類呈示銀行は書類の一致性に対して責任を負わない。但し、書類呈示銀行と受益者に別段の約定がある場合を除く。

第四十二条 書類呈示銀行が書類を呈示する際、書類呈示レター（書類送付通知書）一部を添付し、書類の金額・求償金額・書類部数・書類送付番号・取立ルート・入金口座番号・受益者の名称・申請者の名称・信用状番号等の情報を明記し、また当該回の書類呈示が信用状正本において行われ、且つ信用状正本の裏面に書類呈示状況を評注済みであることを明記しなければならない。

受益者が直接書類を呈示する場合、信用状正本及び信用状通知書・信用状変更書正本及び信用状変更通知書（ある場合）・信用状発行銀行（確認銀行・譲渡銀行・買取銀行）が認める身分証明書類を提出しなければならない。

第四十三条 書類呈示銀行は受益者による書類呈示に誤りがないことを確認した後、發票の「發票聯」に「書類呈示済」の文言を評注或いは「書類呈示済」の印章を押捺し、書類呈示日及び書類呈示銀行の名称を明記しなければならない。

書類呈示銀行の発送後、信用状正本の裏面に書類呈示日・呈示書類の金額及び信用状残高等の書類呈示状況を評注しなければならない。

第八節 支払

第四十四条 开证行或保兑行在收到交单行寄交的单据及交单面函（寄单通知书）或受益人直接递交的单据的次日起五个营业日内，及时核对是否为相符交单。单证相符或单证不符但开证行或保兑行接受不符点的，对即期信用证，应于收到单据次日起五个营业日内支付相应款项给交单行或受益人（受益人直接交单时，本节下同）；对远期信用证，应于收到单据次日起五个营业日内发出到期付款确认书，并于到期日支付款项给交单行或受益人。

第四十五条 开证行或保兑行付款后，应在信用证相关业务系统或信用证正本或副本背面记明付款日期、业务编号、来单金额、付款金额、信用证余额，并将信用证有关单据交开证申请人或寄开证行。

若受益人提交了相符单据或开证行已发出付款承诺，即使申请人交存的保证金及其存款账户余额不足支付，开证行仍应在规定的时间内付款。对申请人提供抵押、质押、保函等担保的，按《中华人民共和国担保法》、《中华人民共和国物权法》的有关规定索偿。

第四十六条 开证行或保兑行审核单据发现不符并决定拒付的，应在收到单据的次日起五个营业日内一次性将全部不符点以电子方式或其他快捷方式通知交单行或受益人。如开证行或保兑行未能按规定通知不符点，则无权宣称交单不符。

开证行或保兑行审核单据发现不符并拒付后，在收到交单行或受益人退单的要求之前，开证申请人接受不符点的，开证行或保兑行独立决定是否付款、出具到期付款确认书或退单；开证申请人不接受不符点的，开证行或保兑行可将单据退交单行或受益人。

第四十四条 信用状発行銀行或いは確認銀行は、書類呈示銀行が発送した書類及び書類呈示レター（書類送付通知書）或いは受益者が直接発送した書類を受領した日の翌日から5営業日以内に、遅滞なく一致する呈示書類であるか否かを照合する。書類が一致或いは書類は不一致だが信用状発行銀行或いは確認銀行が不一致を受け入れる場合、一覧払信用状に対して、書類受領の翌日から5営業日以内に相応する書類呈示銀行或いは受益者（受益者が直接書類を呈示した場合、本節以下同様）に金員を支払わなければならない；ユーザンス信用状に対して、書類受領の翌日から5営業日以内に期日支払確認書を送送し、また期日到来日に書類呈示銀行或いは受益者に金員を支払わなければならない。

第四十五条 信用状発行銀行或いは確認銀行の支払後、信用状関連業務システム或いは信用状正本或いは副本の裏面に支払日・業務番号・信用状到着時の金額・支払金額・信用状残高を明記し、また信用状の関連書類を信用状発行申請者に交付或いは信用状発行銀行に送付しなければならない。

受益者が一致する書類を呈示、或いは信用状発行銀行が既に支払承諾を出している場合、申請者が預け入れた保証金及びその預金口座残額が支払に不足するとしても、信用状発行銀行は規定の期間内に支払わなければならない。申請者が抵当設定・質権設定・保証状等の担保を提供する場合、《中華人民共和国担保法》・《中華人民共和国担保法》の関連規定に基づき求償する。

第四十六条 信用状発行銀行或いは確認銀行が書類を審査して不一致を発見し、支払拒否を決定した場合、書類受領の翌日から5営業日以内に一括で全ての不一致点を電子方式或いはその他迅速な方式により書類呈示銀行或いは受益者に通知しなければならない。信用状発行銀行或いは確認銀行が規定に基づき不一致点を通知していない場合、書類呈示不一致を公言する権利はない。

信用状発行銀行或いは確認銀行が書類を審査して不一致を発見し支払を拒否した後、書類呈示銀行或いは受益者の書類返却の要求を受ける前に、信用状発行申請者が不一致点を受け入れた場合、信用状発行銀行或いは確認銀行は、支払を行うか否か・

<p>第四十七条 开证行或保兑行拒付时，应提供书面拒付通知。拒付通知应包括如下内容：</p> <p>（一）开证行或保兑行拒付。</p> <p>（二）开证行或保兑行拒付所依据的每一个不符点。</p> <p>（三）开证行或保兑行拒付后可选择以下意见处理单据：</p> <p>1. 开证行或保兑行留存单据听候交单行或受益人的进一步指示。</p> <p>2. 开证行留存单据直到其从开证申请人处收到放弃不符点的通知并同意接受该放弃，或者其同意接受对不符点的放弃之前从交单行或受益人处收到进一步指示。</p> <p>3. 开证行或保兑行将退回单据。</p> <p>4. 开证行或保兑行将按之前从交单行或受益人处获得的指示处理。</p> <p>第四十八条 开证行或保兑行付款后，对受益人不具有追索权，受益人存在信用证欺诈的情形除外。</p> <p style="text-align: center;">第九节 注销</p> <p>第四十九条 信用证注销是指开证行对信用证未支用的金额解除付款责任的行为。</p> <p>（一）开证行、保兑行、议付行未在信用证有效期内收到单据的，开证行可在信用证逾有效期一个月后予以注销。具体处理办法由各银行自定。</p> <p>（二）其他情况下，须经开证行、已办理过保兑的保兑行、已办理过议付的议付行、已办理过转让的转让行与受益人协商同意，</p>	<p>期日支払確認書の発行或いは書類返却を行うかを独立して決定する；信用状発行申請者が不一致点を受け入れない場合、信用状発行銀行或いは確認銀行は書類を書類呈示銀行或いは受益者に返却することができる。</p> <p>第四十七条 信用状発行銀行或いは確認銀行が支払を拒否する場合、書面による支払拒否通知を提供しなければならず、支払拒否通知には以下の内容を含まなければならない：</p> <p>（一）信用状発行銀行或いは確認銀行の支払拒否。</p> <p>（二）信用状発行銀行或いは確認銀行が支払拒否の依拠とする全ての不一致点。</p> <p>（三）信用状発行銀行或いは確認銀行が支払を拒否した後に以下の意見を選択して書類を処理することが可能であること：</p> <p>1. 信用状発行銀行或いは確認銀行は書類を保存して、書類呈示銀行或いは受益者の次の指示を待つ。</p> <p>2. 信用状発行銀行は、その信用状発行申請者から不一致を放棄する通知を受け取り、当該放棄の受入に同意するまで書類を保存する、或いは不一致点放棄の受入に同意する前に書類呈示銀行或いは受益者から次の指示を受ける。</p> <p>3. 信用状発行銀行或いは確認銀行は書類を返却する。</p> <p>4. 信用状発行銀行或いは確認銀行は、以前に書類呈示銀行或いは受益者から受けた指示に従い処理する。</p> <p>第四十八条 信用状発行銀行或いは確認銀行は支払後、受益者に対して償還請求権を有さないが、受益者に信用状詐欺が存在する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">第九節 取消</p> <p>第四十九条 信用状の取消とは、信用状発行銀行が信用状の未払金額に対して支払責任を解除する行為を指す。</p> <p>（一）信用状発行銀行・確認銀行・買取銀行が信用状の有効期限内に書類を受領していない場合、信用状発行銀行は有効期限の1ヶ月経過後に取り消すことができる。具体的な処理方法は各銀行が自ら定める。</p> <p>（二）その他の状況下では、信用状発行銀行・確認済の確認銀行・買取済の買取銀行・譲渡済の譲渡銀行は受益者との協議に</p>
--	---

<p>或受益人、上述保兑行（议付行、转让行）声明同意注销信用证，并与开证行就全套正本信用证收回达成一致后，信用证方可注销。</p> <p style="text-align: center;">第四章 单据审核标准</p> <p>第五十条 银行收到单据时，应仅以单据本身为依据，认真审核信用证规定的所有单据，以确定是否为相符交单。</p> <p>相符交单指与信用证条款、本办法的相关适用条款、信用证审单规则及单据之内、单据之间相互一致的交单。</p> <p>第五十一条 银行只对单据进行表面审核。</p> <p>银行不审核信用证没有规定的单据。银行收到此类单据，应予退还或将其照转。</p> <p>如信用证含有一项条件，却未规定用以表明该条件得到满足的单据，银行将视为未作规定不予理会，但提交的单据中显示的相关信息不得与上述条件冲突。</p> <p>第五十二条 信用证要求提交运输单据、保险单据和发票以外的单据时，应对单据的出单人及其内容作出明确规定。未作规定的，只要所提交的单据内容表面形式满足单据功能且与信用证及其他规定单据不矛盾，银行可予接受。</p> <p>除发票外，其他单据中的货物或服务或行为描述可使用统称，但不得与信用证规定的描述相矛盾。</p> <p>发票须是税务部门统一监制的原始正本发票。</p> <p>第五十三条 信用证要求某种单据提交多份的，所提交的该种单据中至少应有一份正本。</p> <p>除信用证另有规定外，银行应将任何表</p>	<p>よる同意を経なければならず、或いは受益者・上述の確認銀行（買取銀行・譲渡銀行）が信用状取消の同意を表明し、また信用状発行銀行と信用状正本一式の回収について合意した後、信用状を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四章 書類審査基準</p> <p>第五十条 銀行は書類を受領する際、書類自体のみを依拠として、信用状が規定する全ての書類を真摯に審査し、一致する呈示書類であるか否かを確定しなければならない。</p> <p>一致する呈示書類とは、信用状の条項・本弁法の関連適用条項・信用状の書類審査規則及び書類上・書類間で相互に一致する呈示書類を指す。</p> <p>第五十一条 銀行は書類に対してのみ表面上の審査を行う。</p> <p>銀行は信用状に規定されていない書類を審査しない。銀行がこの種の書類を受領した場合、返却或いは規定に基づき転送しなければならない。</p> <p>信用状にある条件を含んでいるが、書類をもって当該条件を満たすことを表明すると規定されていない場合、銀行は規定されていないと見做して取り合わないが、呈示した書類中で示されている関連情報は上述の条件と矛盾してはならない。</p> <p>第五十二条 信用状が運送書類・保険書類及び発票以外の書類の呈示を要求する場合、書類の発行者及びその内容について明確に規定しなければならない。規定されていない場合、呈示された書類内容の表面形式上書類機能を満たし且つ信用状及びその他の規定書類と矛盾していなければ、銀行は受領することができる。</p> <p>発票を除き、その他書類に貨物或いはサービス或いは行為の記述について総称を使用することができるが、信用状が規定する記述と矛盾してはならない。</p> <p>発票は税務部門が統一発行するオリジナルの正本発票でなければならない。</p> <p>第五十三条 信用状が、ある書類について複数部の呈示を要求する場合、呈示する当該書類の内少なくとも一部は正本でなければならない。</p> <p>信用状に別段の規定がある場合を除き、</p>
---	---

<p>面上带有出单人的原始签名或印章的单据视为正本单据（除非单据本身表明其非正本），但此款不适用于增值税发票或其他类型的税务发票。</p> <p>第五十四条 所有单据的出单日期均不得迟于信用证的有效期、交单期截止日以及实际交单日期。</p> <p>受益人和开证申请人的开户银行、账号和地址出现在任何规定的单据中时，无须与信用证或其他规定单据中所载相同。</p> <p>第五十五条 信用证审单规则由行业协会组织会员单位拟定并推广执行。行业协会应根据信用证业务开展实际，适时修订审单规则。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附则</p> <p>第五十六条 信用证凭证、信用证修改书、交单面函（寄单通知书）等格式、联次由行业协会制定并推荐使用，各银行参照其范式制作。</p> <p>第五十七条 银行办理信用证业务的各项手续费收费标准，由各银行按照服务成本、依据市场定价原则制定，并遵照《商业银行服务价格管理办法》（中国银监会国家发展改革委令 2014 年第 1 号）相关要求向客户公示并向管理部门报告。</p> <p>第五十八条 本办法规定的各项期限的计算，适用民法通则关于计算期间的规定。期限最后一日是法定节假日的，顺延至下一个营业日，但信用证规定的装运日或服务提供日不得顺延。</p> <p>本办法规定的营业日指可办理信用证业务的银行工作日。</p> <p>第五十九条 本办法由中国人民银行会同中国银行业监督管理委员会解释。</p> <p>第六十条 本办法自 2016 年 10 月 8 日起施行。</p>	<p>銀行は表面上に書類発行者のオリジナル署名或いは印章がある書類を書類正本であると見做さなければならないが（書類自体が非正本であると表明している場合を除く）、この条項は増値税発票或いはその他類型の税務発票には適用しない。</p> <p>第五十四条 全ての書類の発行日は信用状の有効期限・書類呈示締切日及び実際の書類呈示日を過ぎてはならない。</p> <p>受益者及び信用状発行申請者の口座開設銀行・口座番号及び住所が規定の書類上にある場合、信用状或いはその他規定書類中の記載と同一である必要はない。</p> <p>第五十五条 信用状の書類審査規則は業種協会組織メンバー単位が定め、また普及・執行する。業種協会は信用状業務展開の実際に基づき、適時書類審査規則を改訂しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附則</p> <p>第五十六条 信用状証憑・信用状変更書・書類呈示レター（発送通知書）等の書式・綴りは業種協会が制定且つ使用を推薦し、各銀行はその範例を参照して作成する。</p> <p>第五十七条 銀行が取り扱う信用状業務の各手続費用徴収基準は、各銀行がサービス原価・市場を依拠とする価格決定原則に基づき制定し、また《商業銀行サービス価格管理弁法》（中国銀監会 国家發展改革委令 2014 年第 1 号）の関連要求を遵守して顧客に公示し、また管理部門に報告する。</p> <p>第五十八条 本弁法が規定する各期限の計算は、民法通則の計算期間に関する規定を適用する。期限の最後の一日が法定祝祭日の場合、翌営業日に順延するが、信用状が規定する積出日或いはサービス提供日は順延してはならない。</p> <p>本弁法が規定する営業日は、信用状業務を取り扱える銀行営業日を指す。</p> <p>第五十九条 本弁法は中国人民銀行が中国銀行業監督管理委員会と共同で解釈する。</p> <p>第六十条 本弁法は 2016 年 10 月 8 日より施行する。</p>
---	---